

参加無料

シンポジウム

シンポジウム 香川県にも 犯罪被害者支援条例を！

～全国各地で犯罪被害者支援に特化した条例を制定する動きが盛んです。～

現在、香川県には、安全安心まちづくり条例の中に、犯罪被害者支援に関する抽象的な条文がひとつあるのみで、何ら具体的な支援策は示されていません。

全国どこに居住されている方も等しく支援が受けられるような仕組みである犯罪被害者支援条例を制定することが必要不可欠です。

そこで、香川県弁護士会では、犯罪被害者支援条例に精通した専門家、条例制定に尽力された遺族の方、犯罪被害者を支援されている専門家をお招きし、犯罪被害者支援に特化した条例が必要であることを認識し、条例制定の機運を高めていただきたく、本シンポジウムを実施することになりました。

どなたでも参加いただけます。ぜひ、ご参加ください。

日時：令和元年8月31日(土)

午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

(開場午後 1 時)

場所：香川県社会福祉総合センター

(香川県高松市番町1丁目10-35)



プログラム

- 基調講演 諸澤 英道氏(常盤大学元学長、被害者が創る条例研究会)
 - 犯罪被害者支援条例の概要・各地の制定状況 木下 登裕(香川県弁護士会犯罪被害者支援条例シンポジウム実行委員会委員)
 - パネルディスカッション

お問い合わせ

香川県弁護士会 087-822-3693

主催
香

香川県弁護士会

共健

四国弁護士会連合会

後記

被害者が創る条例研究会

次の架空事例をもとに、Aさん一家が受けられる支援を検討してみましょう。

Aさんは、妻子と共に実家の近所に住む会社員でしたが、ある日、実家の両親が知人Bに殺害されてしまいました。マスコミはAさんが犯人であると疑い、連日Aさんの自宅に押しかけ、インターネットでもAさんの自宅や職場が晒されました。

後日真犯人のBは逮捕されましたが、Aさんは会社を退職し、一家で引っ越しせざるを得なくなってしまい、経済的にも困窮しています。

Aさん一家が「どこに住んでいるか」で受けられる支援はこんなに違う！

	三重県	岡山県	香川県
条例名	犯罪被害者等支援条例 (H31. 4. 1施行)	犯罪被害者等支援条例 (H23. 4. 1施行)	安全安心まちづくり条例の中に1条項のみ、被害者支援に特化した条例なし
施策の内容	①相談・情報提供 ②医療・福祉サービスの提供 ③居住・雇用の安定 ④支援金（60万円まで）	①相談・情報提供 ②医療・福祉サービスの提供 ③居住・雇用の安定	情報の提供のみ、具体的な施策なし
市町村の状況	なし	全市町村に特化した条例あり	なし

	明石市	奈良市	高松市
住宅	家賃補助・転居費用補助	市営住宅の一時使用	なし
金銭的支援	支援金（30万円まで）・貸付金（50万円まで）	支援金（30万円まで）	なし
雇用・生活支援	家事・介護・一時保育費用援助	なし	なし
その他	損害賠償請求の立替支援（300万円まで）、裁判費用の援助、未解決事件の被疑者特定のための経済的支援など	なし	なし

全国どこに住んでいても必要な支援を受けられる体制を